

ここが知りたい

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業

なるほど質問箱



日常生活自立支援事業がお手伝いします

- ホームヘルパーさんに来てほしい
- お金の支払いでいつも迷ってしまう
- 通帳などの大事な書類の管理が心配
- ▶ 利用のための手続きをお手伝いします
- ▶ 生活支援員がお手伝いにかがいます
- ▶ 安全な場所にお預かりします。

※日常生活自立支援事業は、平成19年4月に地域福祉権利擁護事業の名称を変更したものです

Q1

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう

日常生活自立支援事業とは どんな事業なの



A1

あなたの暮らしの“安心”をお手伝いする事業です。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応していいかわからない。

毎日の暮らしのなかにはいろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。日常生活自立支援事業は、このような場合に、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、あなたが安心して暮らせるようにサポートします。



福祉サービスって何？

介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスなどです。例えばホームヘルプサービスやデイサービス、食事サービス、入浴サービス、就労支援や外出支援サービスなどさまざまなものがあります。

相談からサービスの提供まで、あなたのまちの社会福祉協議会が
お手伝いします

日常生活自立支援事業は、社会福祉協議会が実施しています。

相談からサービスの提供にいたるまで、各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」「生活支援員」があなたのところへうかがいます。

専門員の役割

困りごとや悩みごとについて相談を受けます。そしてご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合や心配な点があればいつでも相談にうかがいます。

生活支援員の役割

契約内容にそって、定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。



社会福祉協議会とは・・・

地域の住民や福祉・保健の関係者、行政機関、ボランティアなどによって構成されています。全国すべての市町村にネットワークを持ち、地域福祉を推進する公共性の高い団体です。

Q2

どんな人が利用できるの？



A2 | 自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や
お金の管理に困っている方などが利用できます。



例えば、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方が対象になります。なお、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っていたり、認知症の診断を受けている方に限られるものではありません。

ホームヘルプサービスや配食サービスといった福祉サービスの利用、その他日常生活上のさまざまな契約をするときに、自分ひとりで判断するには不安がある、預金の出し入れや日常生活に必要な公共料金などの支払い方がわからないといったことでお困りの方は是非ご相談ください。

福祉サービスを使いたいけど、
どうすればいいかわからない方



介護保険関係の書類がたくさんくるけど、
どう手続きしたらいいかわからない方



計画的にお金を使いたいけど、
いつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて預金通帳を
ちゃんとしなかったか、
いつも心配な方



施設や病院に入所、入院した場合でも利用できます

福祉施設に入所したり、病院に入院した場合でも、日常生活自立支援事業のサービスを利用することができます。専門員や生活支援員が定期的に訪問して、施設や病院での生活やサービスの利用に関する情報提供や相談、助言、施設や病院などの利用料の支払いなどのお手伝いをします。

※施設、病院等で実施している金銭管理サービスと連携を図ります。
※サービスの内容、実施方法は、事業実施主体によって異なることがあります。



Q3 3 どんなサービスがあるの？

A3 福祉サービス利用の申し込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳の預かりなどのお手伝いをします。

日常生活自立支援事業は、福祉サービスを利用する際のさまざまな手続きや契約、預金の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きや、年金や預金通帳など大切な書類の管理などをお手伝いします。

日常生活自立支援事業のサービスを利用する際には、利用する方といっしょに支援計画をつくり、契約をします。また、支援計画にそって定期的に訪問し生活状況を見守ります。

主なサービスの内容

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申し込み、契約の代行、代理
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援

※福祉サービスとは、介護保険制度などの高齢者福祉サービス、障害者自立支援法による障害福祉サービスです。

毎日の暮らしに欠かせない、お金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 病院への医療費の支払いの手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払いの手続き
- 日用品購入の代金支払いの手続き
- 預金の出し入れ、また預金の解約の手続き

日常生活に必要な事務手続きのお手伝いをします。

- 住宅改造や居住家屋の賃借に関する情報提供、相談
- 住民票の届け出等に関する手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き

大切な通帳や証書などを安全な場所でお預かりします。

- 保管を希望される通帳やハンコ、証書などの書類をお預かりします。

※保管できるもの（書類等） 年金証書、預貯金通帳、証書（保険証書、不動産権利証書、契約書など）、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

※宝石、書画、骨董品、貴金属類などはお預かりできません。



Q4 どうやったらサービスが 利用^{りよう}できるの？

A4 まず、あなたのまちの社会福祉協議会^{しゃかいふくしきょうぎかい}に連絡^{れんらく}してください。そこから手続き^{てつづ}がスタートします。

●相談の受付

▶ 社会福祉協議会に連絡してください。

社会福祉協議会は全国すべての市町村に設置されています。本人以外でも、家族など身近な方、行政の窓口、地域包括支援センター、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じてのお問い合わせにも対応します。

●相談・打ち合わせ

▶ 担当者がうかがいます。

専門的な知識を持った担当者（専門員）が自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。気軽に相談してください。

●契約書、支援計画の作成

▶ お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります。

困っていることや希望をお聞きして、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人といっしょに考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

●契約

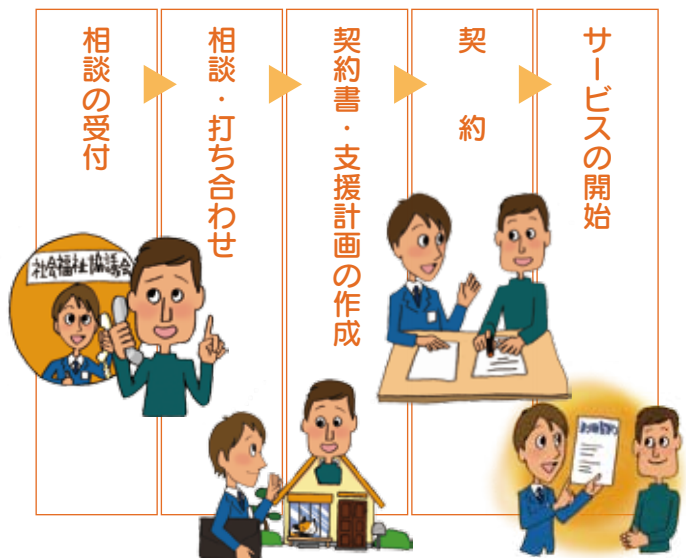
▶ 利用契約を結びます

契約内容に間違いがなければ、ご利用者と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。

●サービスの開始

▶ サービスが開始されます

支援計画にそって、担当者（生活支援員）がサービスを提供します。



Q5 サービスの利用に費用は かかるの？

A5 相談^{そうだん}は無料^{むりょう}、サービス^{ゆうりょう}は有料です。

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。福祉サービス利用手続き、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。

※生活保護を受けている方は、利用料を国と都道府県・指定都市が助成します。

ひとりひとりの暮らしをしっかりとサポート

いきいきと、^{あんしん}安心して暮^くらしたい。

^{にちじょうせい}日常生活自立支援事業は、あなたの^{せいかつ}生活をサポートする^{じぎょう}事業です。

事例 1

ホームヘルパーの 利用と通帳管理の お手伝い

● 吉田花子さん 78 歳（仮名）

吉田さんは現在、ひとり暮らし。最近「通帳の置き場所が時々わからなくなる」など不安を感じていました。また、ホームヘルパーを利用したいと思っていましたが、どうやって手続きをしたらよいかわかりませんでした。そんな不安を思い切って民生委員に相談したことが、日常生活自立支援事業を知るきっかけとなりました。

契約にあたっては、社会福祉協議会の専門員が吉田さん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

事例 2

日常的な金銭管理の お手伝い

● 古川一郎さん 40 歳（仮名）

古川さんはひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手です。同じ作業所の職員が、社会福祉協議会に相談したことがきっかけで、日常生活自立支援事業のサービスを利用することになりました。

生活支援員の太田さんは養護学校の先生をしていた人です。古川さんは、毎週 1 回太田さんに来てもらい、その週

事例 3

契約、買い物などの お手伝い

● 鈴木弘美さん 35 歳（仮名）

鈴木さんは、現在アパートでひとり暮らしをしながら、昼間は病院のデイケアに通っています。以前から契約などで判断に迷うことがあったり、友だちとの人間関係の悩みを周りに相談することができず、とても心配になってしまっていたことがありました。

日常生活自立支援事業でのサービスの内容は、月に 1 回、生活支援員が鈴木さん宅を訪問。その月に必要なお金について相談し、いっしょに銀行に行ってお金をおろしてきま

日常生活自立支援事業の利用事例

吉田さんの担当となった生活支援員は同じ市に住む山田さん。地域で配食サービスのボランティア活動もしています。サービスの内容は福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理の支援です。毎月2回生活支援員が訪れ、預金から生活費をおろしてきてもらい、吉田さん宛の郵便物のなかで支払いの必要なものがあれば、いっしょに確認をして手続きのお手伝いをします。さらに要介護認定の申請やケアプラン作成の依頼なども、生活支援員が立ち会うなど、吉田さんの暮らしをしっかりとサポートしています。



に使うお金について相談します。その後いっしょに銀行に行ってお金をおろしてきます。生活支援員の太田さんにすすめられて、最近買い物をしたときのレシートをノートに貼るようにしました。「おかげで、お金を使いすぎることもなくなり、お金がどれくらいあるのか心配なときは、太田さんに聞けばわかるのであんしんです」と古川さんは話しています。



す。電化製品などの買い物をするときや定期預金の解約などについて心配なときは相談します。

生活支援員の大塚さんは、社会福祉協議会で精神保健ボランティア講座に参加するだけでなく、自らもボランティアグループで活動している行動派です。そんな大塚さんとのおしゃべりも楽しみだと、鈴木さんは語っています。



もっと知りたい日常生活自立支援事業

安心してご利用いただくために

このサービスの実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会、サービス提供の適正さを監督するための運営適正化委員会（運営監視合議体）を設置しています。これらはいずれも、法律、福祉、医療の専門家と当事者組織の代表者などで構成し、適正な事業運営の確保に努めています。

成年後見制度の利用を支援します

日常生活自立支援事業は、ご本人にこのサービスを利用する意思があり、契約の内容がある程度理解できる方と社会福祉協議会が対等な立場で契約することが前提です。

障害などにより、ご本人に社会福祉協議会と契約できるだけの判断能力がなくなった場合には、この事業以外でご本人にふさわしい援助につないだり、「成年後見制度^(※)」の利用を支援します。

※成年後見制度とは、精神上の障害によって判断能力が十分でない方（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など）を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

日常生活自立支援事業に関するお問い合わせはお近くの社会福祉協議会へ

※サービスの内容、実施方法などは、実施主体によって異なることがあります。

平成21年3月発行

〒100-8980 東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 全国社会福祉協議会
電話03-3581-4655(地域福祉部)